東京都公安委員会告示第 2706 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の４第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の２第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 10 日

東 京 都 公 安 委 員 会

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

別添のとおり

3　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の４第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前２の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

福島県福島市笹木野字北谷地東１０－１　株式会社東邦コーポレーション内
東邦建機株式会社　　放置違反金納付命令書（第　30-331-260819-203983）

千葉県松戸市西馬橋２丁目３５－２０
斉藤　陽祐　　放置違反金納付命令書（第　30-663-260917-204715）

東京都調布市菊野台１丁目２７－１－１０１
田嶋　凜太郎　　放置違反金納付命令書（第　30-878-260826-204095）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都中央区銀座８丁目６－５
株式会社　大洋理財　　督促状（第　30-104-260608-413428）

東京都中野区東中野４丁目２７－３７－１０７
株式会社　ＦＯＲＩＭＯ　　督促状（第　30-104-260624-201288）

東京都大田区蒲田１丁目７－１７　蒲田レーベル２０１
花岡　優太　　督促状（第　30-111-260530-208197）

東京都港区高輪１丁目２７－３７
ＳＴＯＮＥ　株式会社　　督促状（第　30-113-260619-206455）

東京都品川区荏原５丁目１６－８－１１５
前田　一矢　　督促状（第　30-219-260704-201625）

東京都渋谷区恵比寿２丁目２６－２　ジェントリー９６３　３０２
和久井　学　　督促状（第　30-331-260804-413619）

東京都世田谷区松原６丁目２４－２３－１０３
阿部　源弥　　督促状（第　30-333-260715-202493）

東京都世田谷区松原６丁目２４－２３－１０３
阿部　源弥　　督促状（第　30-333-260718-425037）

東京都世田谷区松原６丁目２４－２３－１０３
阿部　源弥　　督促状（第　30-442-260715-402082）

東京都世田谷区松原６丁目２４－２３－１０３
阿部　源弥　　督促状（第　30-442-260722-403051）

東京都世田谷区松原６丁目２４－２３－１０３
阿部　源弥　　督促状（第　30-442-260724-429035）

東京都世田谷区松原６丁目２４－２３－１０３
阿部　源弥　　督促状（第　30-442-260726-401127）

東京都世田谷区松原６丁目２４－２３－１０３
阿部　源弥　　督促状（第　30-442-260804-430060）

埼玉県ふじみ野市上ノ原３丁目３－１５－１０３
恩田　空　　督促状（第　30-661-260612-424448）

埼玉県さいたま市浦和区岸町２丁目４－１
株式会社　ＬｅＧＡＭＥ　　督促状（第　30-777-260831-421149）

東京都東大和市南街６丁目１－１８　ホワイトハイムＬ１０８
岩品　孝　　督促状（第　30-883-260526-465520）

東京都東大和市南街６丁目１－１８　ホワイトハイムＬ１０８
岩品　孝　　督促状（第　30-883-260605-465553）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。